

# 入湯税特別徴収の手引き

京都府精華町

## はじめに

入湯税は、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客にご負担いただく税金です。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び精華町税条例の規定に基づいて、鉱泉浴場の経営者の皆様に「特別徴収義務者」として入湯税を徴収していただき、徴収した入湯税を、毎月精華町に申告納入していただきます。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引により入湯税の徴収方法や申告納入の手続についてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

### （参考）

特別徴収義務者とは…

法律又は条例に基づいて指定された者で、町に代わって納税義務者から入湯税を徴収し、徴収した税金を納入期限内に町に納入する義務を有する者を特別徴収義務者と呼びます。

精華町税条例第145条の規定に基づき、入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者が行うこととなっています。

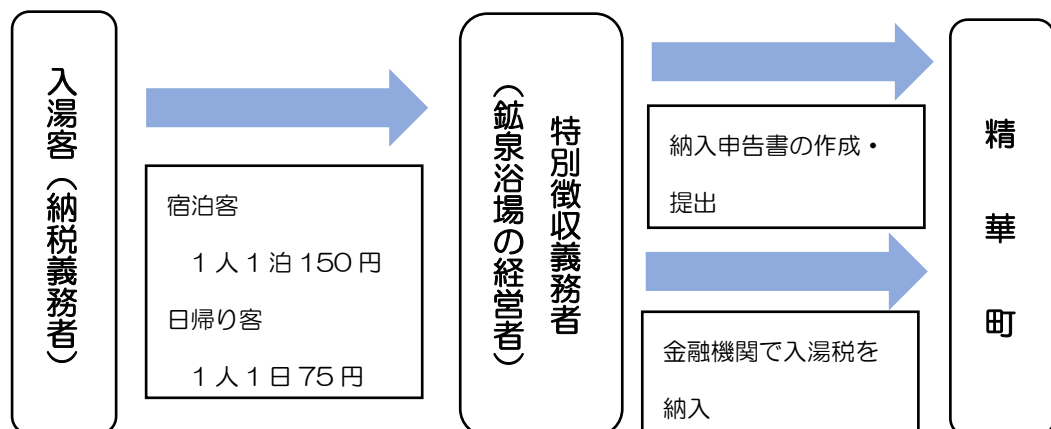
## 1 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備及び観光の振興に要する費用に充てることを目的に、鉱泉浴場における入湯に対して課税するものです。

### (1) 精華町の制度の概要

納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客
課税を免除される方	① 小学生以下の方 ② 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方 ③ 宿泊を伴わず（日帰りで）入湯する場合で、利用料金が 1,000 円以下（消費税及び地方消費税を除く。）の鉱泉浴場に入湯する方 ④ 学校（大学を除く。）の行事に参加し、入湯する児童や生徒とその引率者
税率	① 宿泊を伴う入湯 1 人 1 泊につき 150 円 ② 宿泊を伴わない（日帰り）入湯 1 人 1 日につき 75 円
徴収方法	鉱泉浴場の経営者が利用者の入湯税を取りまとめて納付する特別徴収による。
特別徴収義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の経営者
特別徴収の手続	特別徴収義務者は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日までに、前月分の入湯客数、税額等を記載した納入申告書を提出するとともに、入湯税を納入する。

### (2) 入湯税納入の流れ



※納入申告書の提出及び入湯税の納入は、毎月 15 日までに行います。

## 2 特別徴収義務者の経営申告

鉱泉浴場の経営を始めるときは、鉱泉浴場の施設の内容や利用料金など必要事項を記入した「鉱泉浴場経営申告書」を経営開始日の前日までに本町に提出してください。

なお、入湯税を徴収していただく必要がない場合であっても、鉱泉浴場を経営する全ての方に鉱泉浴場経営申告書を提出していただく必要があります。

## 3 入湯税の納税義務者

入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場に入湯した入湯者です。

※1 「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場をいいます。

「温泉」とは、地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで、一定の温度又は物質を有するものをいいます（温泉法第2条第1項）。

※2 温泉を外から運んでくる、いわゆる「運び湯」を利用する施設も、入湯税の課税の対象となります。

## 4 課税免除

本町税条例では、次の（1）～（4）のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

（1）小学生以下の方

外国人観光客等で日本の小学校に通学していない場合でも、入湯する日が属する会計年度の4月1日時点で年齢が満12歳未満であれば、入湯税の課税が免除されます。

（2）共同浴場又は一般公衆浴場に入湯される方

① 「共同浴場」とは、寮や社宅などに設置され、入居者が日常的に利用するものをいいます。

② 「一般公衆浴場」とは、物価統制令の規定に基づき利用料金が設定されている、いわゆる銭湯などの施設をいいます。

（3）宿泊を伴わず（日帰り）入湯する場合で、利用料金が1,000円（消費税及び地方消費税を除く。）以下の鉱泉浴場に入湯する方

① ここでいう「利用料金」とは、鉱泉浴場に入湯するために利用者が必ず支払わなければならない料金のことをいいます。

② 入湯税が課税されるかどうかは、1回当たりの利用料金の金額が1,000円を超えるかどうかで判断します。

- ③ 鉱泉浴場の利用料金と当該施設での飲食代等が一体となった利用料金(以下「セット料金」といいます。)が設定されている場合、そのセット料金全額を利用料金として取り扱います。
  - ④ 割引券や回数券を使用することによって1回当たりの利用料金が当該施設の通常の利用料金よりも安価になる場合は、割引後の1回あたりの利用料金が1,000円を超えているかどうかで判断します。
- (4) 学校行事(大学を除く。)で入湯する児童や生徒とその引率者  
修学旅行や遠足などの学校教育の一環で行われるものが対象となります。  
なお、ここでいう引率者とは、児童・生徒を引率する学校の教員や同行している看護師等の学校関係者が対象となり、付き添いのカメラマンや同行している保護者は対象にはなりません。

## 5 税率

入湯税の税率は、次に掲げる額です。

- (1) 宿泊する場合 1人1泊につき 150円
- (2) 宿泊を伴わない(日帰りの)場合 1人1日につき 75円

※ 同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊する場合は1泊につき、日帰りの場合は1日につき1回入湯税が課税されます。複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税の判断がされます。

## 6 入湯税の徴収と帳簿の記載

### (1) 入湯税の徴収

入湯税の徴収は、鉱泉浴場の経営者が「特別徴収義務者」となり、特別徴収の方法により行います。

特別徴収義務者は、入湯者が利用料金を支払う際などに、利用料金と合わせて入湯税を徴収してください。

### (2) 帳簿の記載

特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額等を帳簿に記載し、管理してください。

また、この帳簿は、その記載の日から少なくとも1年間は保存してください。

## 7 入湯税の納入申告と納入

### (1) 納入申告書の提出

特別徴収義務者は、毎月15日までに前月1日から前月末日までに徴収した入湯税に係る入湯客数、税額等を記載した入湯税納入申告書を本町に提出してください。

### (2) 入湯税の納入

特別徴収義務者は、毎月15日までに前月1日から前月末日までに徴収した入湯税を、納入書を添えて金融機関で納入してください。

## 8 実地検査

町は、1年に1回、特別徴収義務者を訪問し、入湯税に係る帳簿の記載や納入申告が適正に行われているかを検査します。

なお、実地検査の実施時期については、事前に町から特別徴収義務者に連絡します。

## 9 申告事項の異動

特別徴収義務者は、所在地や名称等、これまでに申告された事項に異動があった場合は、その旨を直ちに申告してください。

## 10 延滞金・加算金

### (1) 延滞金

法定納期限内に納入されない場合は、延滞金が課されます（地方税法第701条の11、本法附則第3条の2）

### (2) 加算金

過少な申告があった場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が課されます（地方税法第701条の12第1項・第2項・第4項、第701条の13）。

Q1 曜日によって料金設定が異なる場合、利用料金 1,000 円以下の課税免除についてはどのように判断しますか。

A 1 回あたりに支払うべき利用料金が 1,000 円（税抜き）以下であれば、入湯税の課税は免除されます。

例えば、平日は 900 円、休日は 1,200 円という利用料金が設定されている場合は、平日は課税免除されますが、休日は課税の対象となります。

Q2 入湯の利用料金は 1,000 円以下ですが、入湯後に 1,000 円分の食事をしました。この場合、入湯税が課税されますか。

A 入湯の利用料金と食事に係る料金を別々に支払う場合は、入湯の利用料金が 1,000 円以下であれば入湯税は課税されません。

ただし、入湯料金と食事代が一体となった料金体系（セット料金）が設定されている場合で、その料金が 1,000 円を超える場合は入湯税が課税されます。

Q3 宿泊者の入湯の有無を把握できない場合はどうしたらいいですか。

A 入湯税は、鉱泉浴場への入湯に対して課す税金ですので、入湯されていない場合は入湯税を徴収することができません。宿泊者が入湯されたかどうかを把握できない場合は、鉱泉浴場を経営される方において、宿泊者本人に対して確認していただくこととなります。

Q4 宿泊者から、病気や怪我などにより温泉には入湯しなかった申し出がありました。この場合、入湯税の課税はどのようにすればよいのでしょうか。

A 入湯税は、鉱泉浴場への入湯に対して課す税金ですので、入湯されていない場合は入湯税を徴収することができません。したがって、入湯税をあらかじめ預かっているときは、返金していただくこととなります。

## (参考) 精華町税条例 (抜粋)

### 第3章 目的税

#### 第1節 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

(1) 年齢満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定による営業の許可を受け、かつ、その価格が物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条に規定する統制額の指定の適用を受けているものをいう。)に入湯する者

(3) 入湯しようとする者が支払うべき料金が1,000円(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。)以下である施設において、宿泊を伴わないで入湯する者

(4) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)をいう。)が実施する学校教育上の見地から行われる行事に参加する者及びこれらの者を引率する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、公益上その他の事由により町長が課税を不相当と認める者

(入湯税の税率)

第143条 入湯税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、一の鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客1人1日(第1号の場合にあっては、1泊をもって1日とする。)につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 宿泊を伴う入湯 150円

(2) 宿泊を伴わない入湯 75円

(入湯税の徴収の方法)

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。



3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第146条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前2号に掲げるものを除くほか、町長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。